

## パーソナル・サポート・モデルプロジェクト事業実施要領（案）

### 1 目的

日常生活自立・社会生活自立・経済的自立を希望しながら、その実現を阻害する様々な問題を抱える者に対して、当事者の支援ニーズに合わせて、制度横断的かつ継続的に支援策の調整、調達、開拓等のコーディネートを行う「パーソナル・サポート・サービス」の制度化に向けた課題を検討するため、就労を希望する者を対象に、求職者総合支援センターの枠組みを活用して、「パーソナル・サポート・サービス」のモデル・プロジェクトを実施する。

### 2 事業内容

「緊急雇用創出事業実施要項」第 9 及び「総合的就業・生活支援事業実施要領」第 3 による生活・就労相談支援事業の一部として、職業安定局長の指定する地方公共団体が、求職者総合支援センターにパーソナル・サポート・サービスの担い手となるパーソナル・サポーターを配置し、以下の業務から成るパーソナル・サポート・モデル・プロジェクト事業（以下「モデル事業」という。）を行う。

なお、指定を受けた地方公共団体は、緊急雇用創出事業実施要領第 9 の 3 に基づき、モデル事業を NPO 法人等に委託して実施することができる。

#### (1) 支援対象者の生活及び就労に関する相談

支援対象者と定期的に面談を行い、生活及び就労に関する問題点を把握し、その解決に向けた相談を行う。

#### (2) 各種支援制度の利用に関する連絡・調整等

(1)で把握した問題点を踏まえ、必要な支援をコーディネートし、当該制度を実施する以下の関係機関との連絡・調整等を行う。

ア 公共職業安定所（求職者総合支援センターに国が設置する職業紹介窓口（以下「職業紹介窓口」という。）を含む。）（職業相談・職業紹介、職業訓練の受講斡旋、訓練・生活支援給付、訓練・生活支援資金融資 等）

イ 地方公共団体（住宅手当緊急特別措置事業、公営住宅 等）

ウ 社会福祉協議会（生活福祉資金貸付事業（総合支援資金貸付）、臨時特例つなぎ資金貸付事業）

エ 法テラス、弁護士会（弁護士）、司法書士会（認定司法書士）（多重債務問題に係る相談等）

オ 保健所、精神保健福祉センター（精神保健相談等）

カ 福祉事務所、児童相談所、女性相談所（生活保護等）

キ ホームレス自立支援センター、シェルター

ク ジョブカフェ、若者サポートステーション

ケ その他求職者が就労を実現するために必要となる措置・サービスを提供できる  
NPO 法人、社会福祉法人、企業、公益法人、行政機関等

- (3) その他支援対象者の就労の実現を図るために必要となる(1)(2)に付帯する支援（生活福祉サービスの直接的な現物給付や金品等の支給は含まれない）

### 3 事業の実施方法

#### (1) 支援対象者

パーソナル・サポーター・サービスによる支援は次の要件のいずれにも該当する者に対して行う。

ア 安定就労を望みながら、失業状態にあるか不安定就労に従事している者

イ 住居喪失、生活困窮、多重債務、心の健康問題、DV 被害、日常生活・社会生活・職業生活への不適応などの問題を抱えており、就労を実現するためにそれらの問題の解決を必要としている者

ウ イの問題を解決するための措置・サービスを適切に選択し利用することが、本人のみの力では困難であり、当事者の支援ニーズに合わせた制度横断的な支援を必要としている者

#### (2) 支援期間・自立計画

各支援対象者に対する支援の実施にあたっては、支援開始時に、支援対象者とパーソナル・サポーターとの相談の上、支援対象者ごとに、最終目標、それを実現するための支援期間、支援期間中の各時期における中間目標、目標の達成に向けた支援対象者自身の活動及び支援内容等についての自立計画を策定するものとする。自立計画は、状況の変化に応じて随時見直しを行うものとし、就労を実現するための問題を解決し安定した就労を実現したことにより、その後の支援が不要であるとパーソナル・サポーター及び支援対象者が合意した場合には支援を終了する。また、パーソナル・サポーターの支援を受け安定した就労の実現に向け努力したにもかかわらず、当該支援期間の終期において未だ就労を実現できない場合には、当初設定した支援期間を延長することも可能とする。

なお、緊急雇用創出事業の終了と同時に本事業も終了するため、本事業による支援も終了することとなる。

#### (3) 支援記録の整備

パーソナル・サポーターは、支援対象者ごとに支援台帳を作成し、支援対象者の状況、相談・支援の内容、支援による支援対象者の状況の変化、目標の達成度合いについて記録しておくものとする。

#### (4) 関係機関への同行支援等

各種支援制度の利用についての関係機関との連絡・調整に当たっては、必要に応じパーソナル・サポーターが支援対象者とともに当該機関へ出向いて利用に必要な手続

に関する援助等を行う。また、当該制度の利用の可否等の結果について確認し、必要に応じて他の支援制度の利用の検討も含めた相談・支援を行う。

(5) 求職活動に関する相談・支援

パーソナル・サポーターは、支援対象者の状況に応じ、求職活動に関して必要な以下の支援を行う。

ア 支援対象者を職業紹介窓口へ誘導し、当該窓口の職業相談員等に対する支援対象者の状況の説明等、円滑な職業相談のための支援を行うこと。

イ 求職者総合支援センターを始めとする公共職業安定所の取扱求人のほか、求人情報誌その他各種媒体に掲載された求人、民間職業紹介事業者が取り扱う求人も含め、様々な求人に関する情報の収集、支援対象者が応募すべき求人の選択に関する相談・助言を行うこと。

ウ 支援対象者の希望と能力に合致する職務が存在すると考えられる企業に関する情報を収集し、職業紹介窓口へ情報提供すること。

エ 支援対象者の就職のために職業訓練の受講が必要と考えられる場合には、職業訓練（公共職業訓練のほか、緊急人材育成・就職支援基金事業による職業訓練を含む）の受講について公共職業安定所等との連絡・調整を行うこと。

オ モデル事業を実施する団体（緊急雇用創出事業実施要領第9の3により委託して実施する場合には委託を受けて実施する団体）が有料・無料の職業紹介事業の許可・届出事業者であり、かつパーソナル・サポーターが当該団体に雇用される職業紹介担当者である場合は、パーソナル・サポーター自身が支援対象者に対して職業紹介を行うことができる。その場合、その職業紹介業務は、当該団体の行う他の職業紹介事業と区分して管理するものとする。

(6) 講習等の実施

上記2(3)の業務として、支援対象者の就職のために必要な知識及び技能を身につけるための、講習又は職場体験実習を実施することができる。

(7) 職場定着支援

支援対象者の就職後、職場定着に関し問題を有する場合には、その解決のため、支援対象者及び事業主に対する相談・助言を行う。

(8) 関係機関との連携方法に関する事前調整

本事業を実施する都道府県又は政令指定都市・中核市等（緊急雇用創出事業実施要領第9の3に基づき委託する場合を含む。以下「都道府県等」という。）は、生活福祉・就労支援協議会の場を活用するなどして、予め、関係機関との間で、連携方法につき調整しておくものとする。

#### 4 求職者総合支援センターの設置

パーソナル・サポーターの配置先である求職者総合支援センターは、既に近隣地域に

設置されている場合は、それを活用することを原則とするが、モデル事業の特性に鑑み、利用者の利便性、事業運営の効率性・管理上の問題などから、別に設置することを都道府県が希望する場合は、別に設置することとしても差し支えない。

## 5 パーソナル・サポーターの配置

パーソナル・サポーターは、生活及び就労の支援に関する経験並びに各種支援制度の実務に係る知見を有する者を配置するものとする。

## 6 パーソナル・サポーターと職業紹介窓口及び公共職業安定所との連携

(1) モデル事業を実施する求職者総合支援センターの職業紹介窓口には、「総合的就業・生活支援事業実施要領」第4の3の職業相談員（緊急雇用創出事業担当）又は次により就職支援ナビゲーター（パーソナル・サポート担当）を配置し、支援対象者に対する職業相談・職業紹介サービス等を行うことができる。

ア 就職支援ナビゲーターは、キャリア・コンサルタント、産業カウンセラー等の資格保持者、企業の人事労務管理に関する知識・経験を有する者又は職業相談・職業紹介及び各種支援制度に関する知識・経験のある者について、都道府県労働局長が委嘱するものとし、就職支援ナビゲーターには謝金及び活動費を支払うものとする。

イ 就職支援ナビゲーターは、公共職業安定所の職員の指導の下に、支援対象者に対する職業相談・職業紹介、公共職業安定所の行う各種求職者支援についての周知及びその利用に関する相談・援助、公共職業安定所との連絡・調整など必要な業務を行う。

(2) 就職支援ナビゲーターは、支援対象者に対する職業相談・職業紹介サービス等を、職業紹介窓口において実施する他、公共職業安定所内において、予約制・担当者制によって実施することができる。

(3) 職業相談員又は就職支援ナビゲーターが支援対象者に対して職業相談・職業紹介サービス等を行うに当たっては、パーソナル・サポーターを含めた三者で行うことが望ましい。

また、職業紹介窓口又は公共職業安定所内における職業相談・職業紹介サービス等の実施頻度については、モデル事業の実施主体と公共職業安定所の間で協議し、支援対象者のニーズに適合したものとなるよう調整する。

(4) パーソナル・サポーターと就職支援ナビゲーターは、ケース会議の開催その他の方法により、支援対象者に関する情報を共有し、連携して支援対象者の就職に向けた支援を行うものとする。

(5) 公共職業安定所の取り扱う各種支援制度の利用について、パーソナル・サポーター又は就職支援ナビゲーターから連絡を受けた公共職業安定所は、各制度の利用に係る

要件に従い、支援対象者の就職に向けて有効に活用できるよう、迅速な対応を図るものとする。

## 7 モデル事業への基金の使用

モデル事業を実施する地方公共団体は、「総合的就業・生活支援事業実施要領」第3の2に基づき、モデル事業の実施のために緊急雇用創出事業臨時特例交付金により造成した基金を使用できるものとする。

## 8 実施する地方公共団体の指定

モデル事業を実施する地方公共団体は、次の(1)、(2)によって指定する。ただし、平成22年度における実施箇所は、緊急雇用対策本部の第3回セーフティネットワーク実現チーム会合（平成22年7月20日）の結果を踏まえて、北海道釧路市、神奈川県横浜市、京都府、福岡県福岡市、沖縄県の5か所とする。

- (1) セーフティ・ネットワーク実現チームの下に開催されるパーソナル・サポート・サービス検討委員会が示すパーソナル・サポート・サービスについての考え方の整理に基づき、モデル事業を実施しようとする地方公共団体が、事業計画案を作成し、同検討委員会の意見も踏まえて、セーフティ・ネットワーク実現チームにおいて、モデル事業の目的の達成のために効果的と認められるものを選定する。
- (2) 厚生労働省職業安定局長は、セーフティ・ネットワーク実現チームの選定結果に基づき、モデル事業を実施する地方公共団体を指定する。